

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和元年度8月28日秋雨前線豪雨に伴う災害対策用機械出動（その1）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 鈴木 学 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 1年 9月 2日
契約の相手方の氏名及び住所	五領建設株式会社 熊本県熊本市東区御領6丁目3番57号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥1,492,484.-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥1,492,484.-
随意契約によることとした理由	別紙随意契約理由書のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 : 令和元年度8月28日秋雨前線豪雨に伴う災害対策用機械出動 (その1)
2. 履行場所 : 佐賀県鳥栖市外
3. 契約の相手方 : 名称 五領建設株式会社
住所 熊本市東区御領6丁目3番57号
電話 096-389-0001
4. 随意契約の適用法令 : 会計法第29条の3第4項および予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容および随意契約に付する理由

(1)目的・内容

令和元年8月28日梅雨前線豪雨による被災地支援(災害対策本部指示)のために、道路維持用作業車による路面清掃作業を行うものである。

(2)理由

五領建設株式会社は熊本河川国道事務所と「熊本河川国道事務所における災害等応急対策(災害対策用機械)に関する基本協定」(以下、「基本協定」という。)を締結している業者である。今回は災害対策本部長(または九州整備局長)と熊本河川国道事務所長の協議により当事務所保有の道路維持用作業車を使用するのが事務所の防災体制への影響もなく且つ迅速に対応ができることから最適と判断された。また、基本協定第7条に「出動要請を行った場合は速やかに請負契約を締結するものとする。」と定められており、連絡調整の結果、当該車両を迅速且つ的確に作業を行うにあたり、出動体制を確保し、最も短時間で対応できる業者は五領建設株式会社である。

以上のことから、五領建設株式会社は本件を適正に履行できる唯一の契約相手方である。このため、会計法第29条の3第4項および予算決算及び会計令102条の4第3号により、五領建設株式会社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

熊本河川国道事務所 防災課長